

第2次大多喜町男女共同参画計画

大多喜町

令和3年

I 計画の主旨

大多喜町では、国の「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成28年度に「大多喜町男女共同参画計画」（平成28年度～令和2年度）を策定し、この計画に沿って「男女共同参画社会」の形成に向けた取組を推進してきました。

これまで、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組を進めましたが、今回の計画見直しにあたり、町民を対象としたアンケート結果では、一定の男女共同参画の意識が浸透しており、時代の移り変わりとともに、男女の役割意識も変化してきていますが、社会全体では、依然として男性優遇意識が根強く残っています。

また、男女共同参画計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や社会・経済情勢の急速な変化、令和元年房総半島台風や集中豪雨等の頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

そこで、これらの変化に対応していくためにも男女それぞれの自立と社会参画を支援し、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う「男女共同参画社会」の形成を目指す指針として「第2次大多喜町男女共同参画計画」を策定します。

II 計画の位置付け

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく大多喜町の推進計画として位置付けています。（該当箇所：基本目標4）
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づくDV基本計画として位置付けています。（該当箇所：基本目標2）
- (4) 国・県の男女共同参画計画を踏まえ、大多喜町第3次総合計画や他の行政計画との整合性を図ります。
- (5) 全庁的に取り組むことはもとより、町民や企業等の理解と協力により、一体的に推進していくものです。

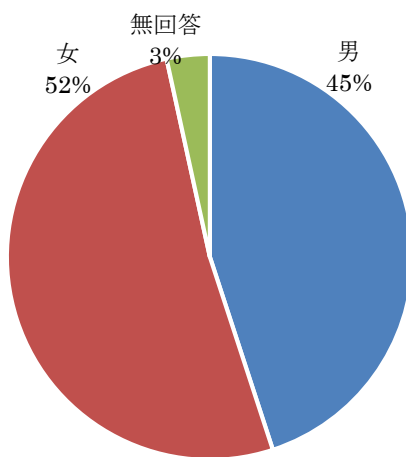
Ⅲ 計画の期間

令和３年度から令和７年度までの５年間とします。
ただし、計画期間中においても、社会経済情勢の変化や制度改正等、必要に応じて適正な見直しを行うこととします。

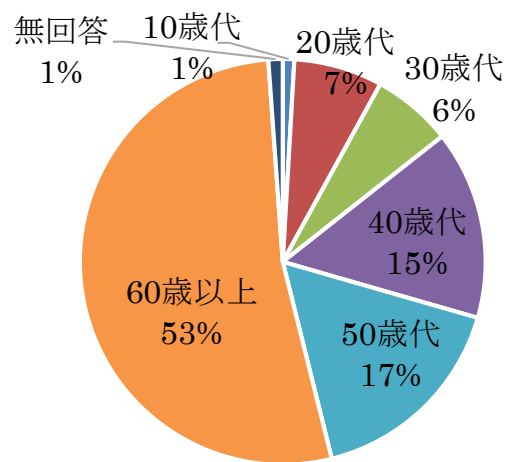
Ⅳ 計画の策定体制

計画の策定にあたり、本町在住の満１８歳以上満７５歳以下の町民を対象に男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料として、郵送によるアンケート調査を令和２年１２月２４日に実施しました（配布数１，０００枚、有効回収数４３８枚、有効回収率４３．８％）。

【男女別の回答】



【年齢別の回答】



【基本目標 1】

男女がお互いを尊重する社会づくり

課題 1-1

男女共同参画意識の形成

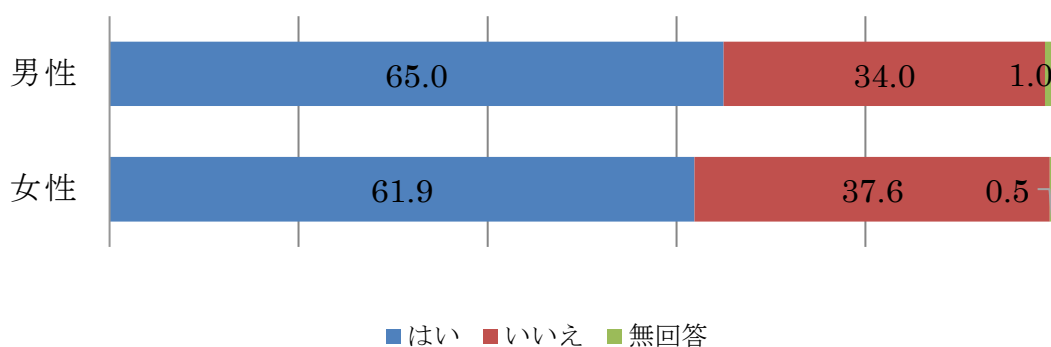
●現状と課題

男女共同参画社会とは、男性も女性も性別や年齢に捉われず、すべての人が人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。男女共同参画について一人ひとりが正しく理解することにより、誰もが自分らしくいきいきと暮らし、男女がともにあらゆる分野へ参画することができる社会の形成につながります。

このことから、これまでの長い時間の中で形作されてきた性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などは、時代とともに変わりつつあるものの、今すぐ払拭することは難しいことから、町民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深められるような意識改革が必要です。

問 「男女共同参画」という言葉を知っていましたか。

(単位%)



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

●施策の方向と事業内容

(1) 男女共同参画意識の高まり

事業名	事業内容	担当課
啓発活動	男女共同参画社会の実現に向けてホームページや広報紙などで啓発活動を推進します。	企画課
相談体制の充実	人権擁護委員と連携し、相談体制の充実に努めます。	税務住民課

(2) 男女共同参画に関する情報収集・提供

事業名	事業内容	担当課
情報提供	図書館において男女共同参画に関する資料の閲覧及び貸し出しを実施します。	生涯学習課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
広報紙などを利用した男女共同参画についての啓発	年1回以上	企画課
人権擁護委員の意見交換	年12回以上	税務住民課
関連資料の貸出し推進	年1冊(本)以上	生涯学習課

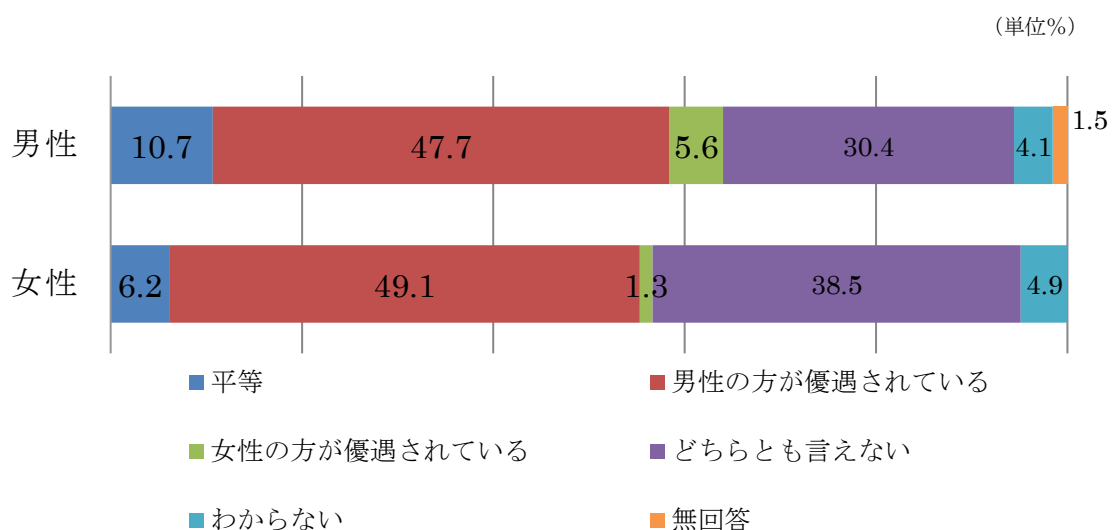
課題 1-2

教育の推進

●現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるものが教育や学習です。男女共同参画について理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図り、性別に関わりなく個性を発揮できるよう、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実を図ることが必要です。

問 現代社会において、男女の地位が平等になっていると感じますか。



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

●施策の方向と事業内容

事業名	事業内容	担当課
男女平等教育の推進	性別にとらわれることのない個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。	教育課
教育関係者の研修	性別にとらわれず一人ひとりが個性を育む指導ができるよう、教職員の意識啓発を一層図ります。	教育課
個性重視の進路指導	固定的な男女別の職業観にとらわれない、主体的な進路選択ができるよう、本人の適性・希望を踏まえ、個性を重視した指導を推進します。	教育課
家庭教育学級	心豊かなたくましい子どもを育てるため、家庭教育学級の充実を図ります。また、父親が参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
教育関係者の研修	年1名以上	教育課
男女別の職業観にとらわれない職場体験学習の実施	全中学校で実施 (職業選択について解説を行う)	教育課
男女共同参画の視点を取り入れた家庭教育学級の実施	全小・中学校で実施	教育課

課題 1-3

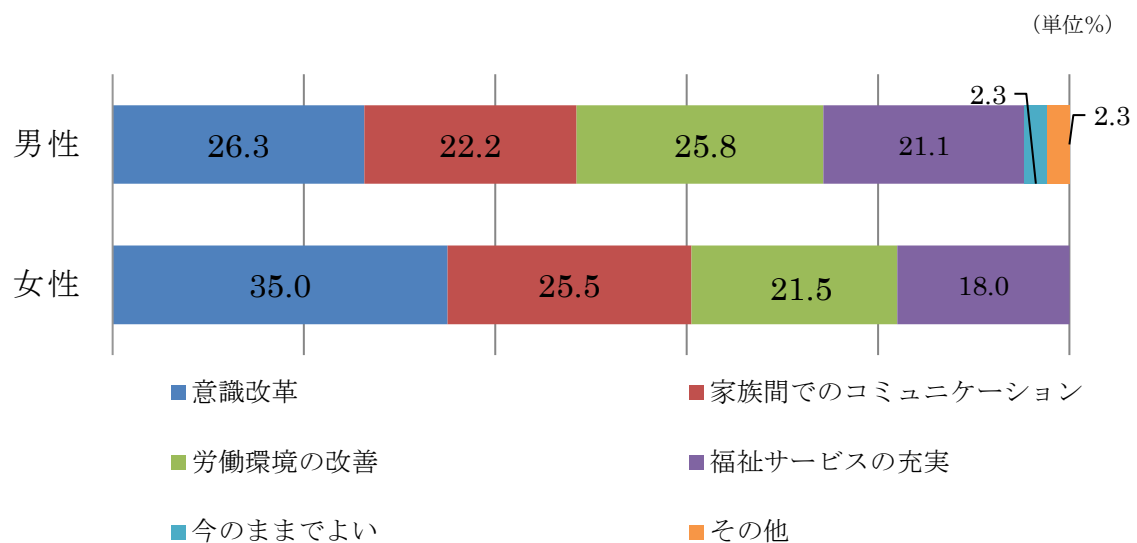
生涯学習の充実

●現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や認識を持つことが大切です。幼児期から一貫した学習を、家庭、学校、地域を通じて相互の連携を図りつつ、生涯学習の場で男女平等を推進する学習機会の充実を図ることが重要です。

また、生涯学習の中に、男女共同参画に関するテーマを位置付け、男女共同参画の視点に立った意識を育むことができるよう、それぞれの状況に応じた、より多くの学習機会の提供していく必要があります。

問 男女がともに家事、子育て、高齢者の介護、生涯学習、地域活動への積極的な参加を促していくためには、次のどのようなことが必要あるいは重要になると思いますか。



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

●施策の方向と事業内容

生涯学習における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
講座・セミナー内容の充実	広く男性も女性も参加できる講座の開催など、多くの人が参加できる講座・セミナーの開催に努めます。	関係課
講座等の休日開催	日中に就業している人を対象とした時間設定の講座を開催します。	関係課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
男性向け、女性向け、高齢者向けなど多様なターゲット向け講座の開催	年1回以上	関係課
休日の講座の開催数	年1回以上	関係課

【基本目標 2】

暴力を許さない社会づくり

課題 2-1

あらゆる暴力の根絶

●現状と課題

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、様々な形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、誰に対しても、また、どんな理由があっても、暴力は決して許されるべきではなく、暴力・人権侵害の発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われることが多いため、同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。

また、高齢者虐待やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメント、最近では、スマートフォンやインターネット上のコミュニケーションツールの普及に伴い、暴力や人権侵害が多様化し、新たな形の暴力も危惧されています。

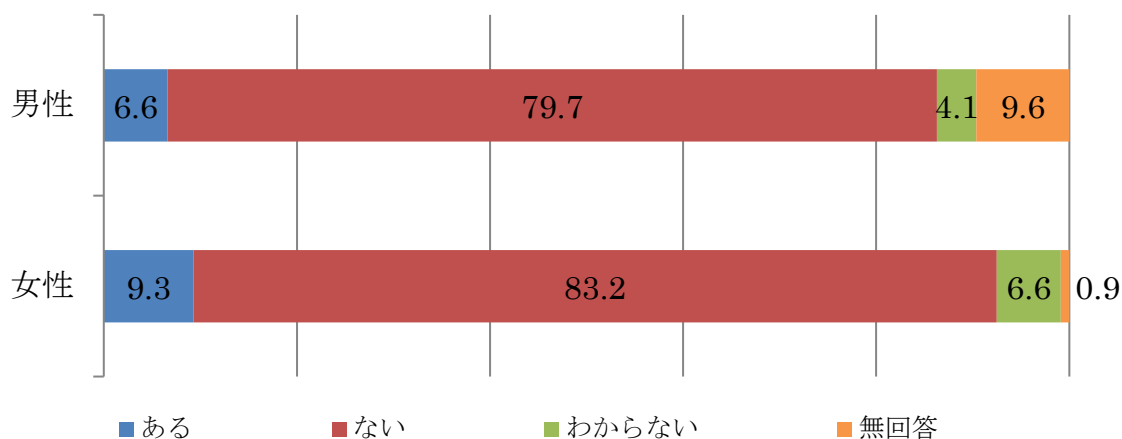
平成13年に、内閣府に男女共同参画会議と男女共同参画局が設置されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が施行され、配偶者からの被害者の保護に関する施策も進められるようになりました。

最近では、平成25年にDV防止法が改正され、配偶者からの暴力だけでなく、生活様式を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもDV防止法の適用対象となりました。

本計画は、当該法律および国の基本方針に基づく計画であり、これらの暴力の根絶に向けて様々な形で取り組み、安心して生活できる環境を推進していく必要があります。

問 恋人、配偶者、パートナーなどから暴力や精神的な嫌がらせ（DV）を受けたことがありますか。

(単位%)



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

●施策の方向と事業内容

あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり

事業名	事業内容	担当課
D V 防止についての啓発	広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。	健康福祉課
児童虐待防止対策の推進	窓口等において児童虐待防止に関する啓発を行います。	健康福祉課
高齢者・障害者虐待防止対策の推進	窓口等において虐待防止に関する啓発を行います。	健康福祉課 (地域包括支援センター)
D V や児童虐待の早期発見への取組	乳幼児健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。	健康福祉課
暴力の発生を防ぐ環境づくり	犯罪防止のため、警察等との連携を強化します。	総務課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
広報紙を利用したDV防止についての啓発	年1回以上	健康福祉課
乳幼児健診未受診者の把握	未把握0件	健康福祉課
高齢者の虐待防止チラシの配布	年1回	健康福祉課

課題 2-2

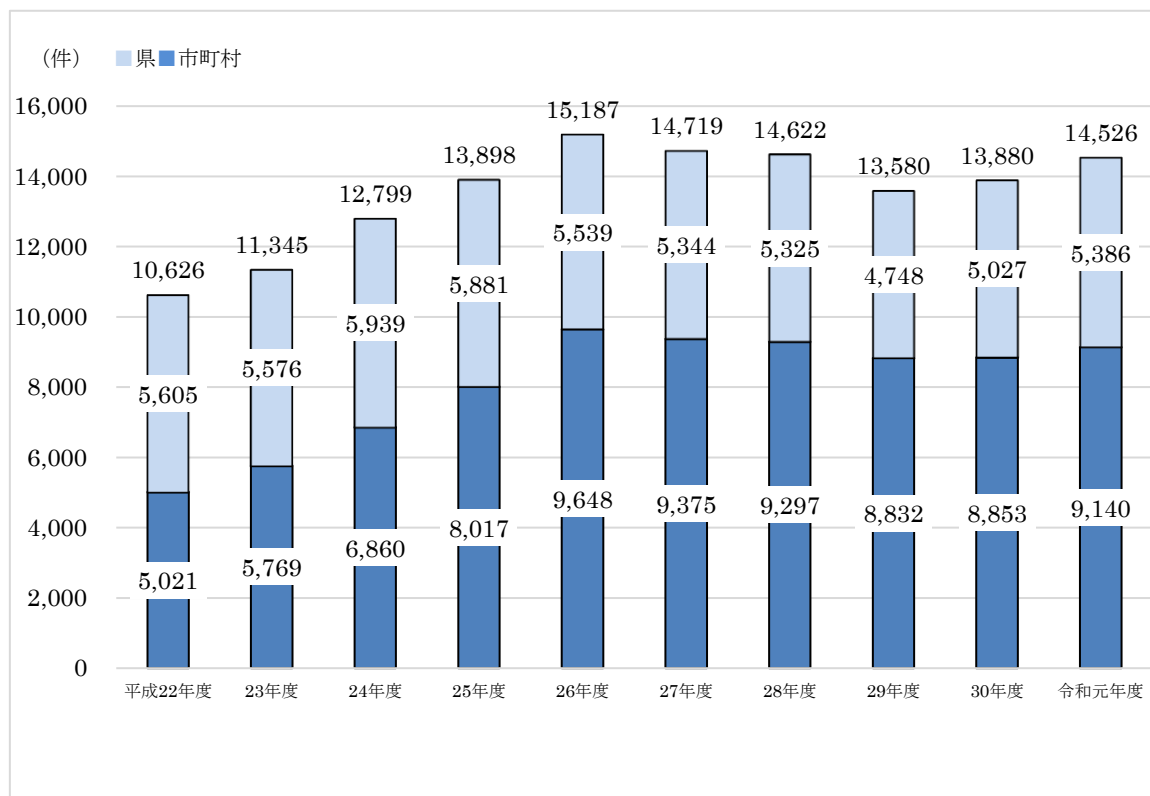
被害者等に対する支援体制の充実と人権の尊重

●現状と課題

児童虐待やドメスティックバイオレンス（ＤＶ）等の問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から被害者の自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。暴力・人権侵害の発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

■千葉県と県内市町村のＤＶ相談件数の推移



「第5次千葉県男女共同参画計画」

●施策の方向と事業内容

D V ・ 虐待被害者等に対する支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
人権侵害やD V被害者に対する相談等の充実	人権相談の充実や人権擁護委員との連携を図ります。	税務住民課
相談窓口職員等の研修機会の充実	被害者に十分な配慮がなされるよう、相談窓口職員等の研修機会を充実させます。	税務住民課 健康福祉課
D V ・ 虐待被害者の支援	警察など関係機関と連携し、被害者に適切な支援を行い、状況に応じて緊急避難支援を行います。	税務住民課 健康福祉課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
人権擁護委員の相談会	毎月	税務住民課
相談窓口職員の研修への参加	年 1 回以上	税務住民課 健康福祉課

【基本目標 3】

男女が安心して暮らせる社会づくり

課題 3-1 子育て環境の整備・充実

●現状と課題

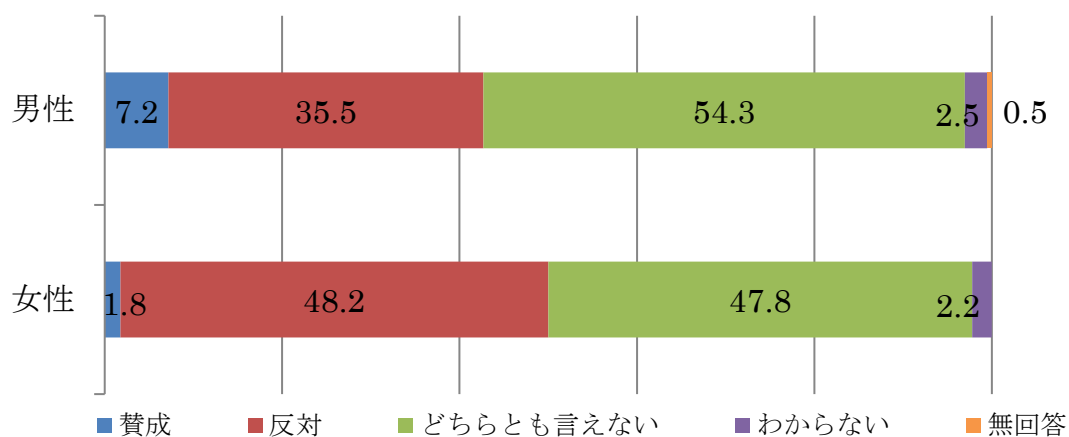
少子高齢化が進む中、家庭や地域において男女が支えあうことが男女共同参画社会には不可欠です。親と子どもの温もりを育み家庭生活を大切にすることは、地域全体の温もりにもつながります。

子育て環境の整備・充実を図るためには、子育てにおける父親の役割も重要であり、男女がともに子育てを行う環境づくりを整える必要があります。

また、安心して安全に子育てができるよう、健康支援、相談事業の充実を図るとともに、地域や社会全体で、子育て家庭を支えていく体制の構築が求められています。

問 男性は仕事、女は家庭という考え方についてどう思いますか。

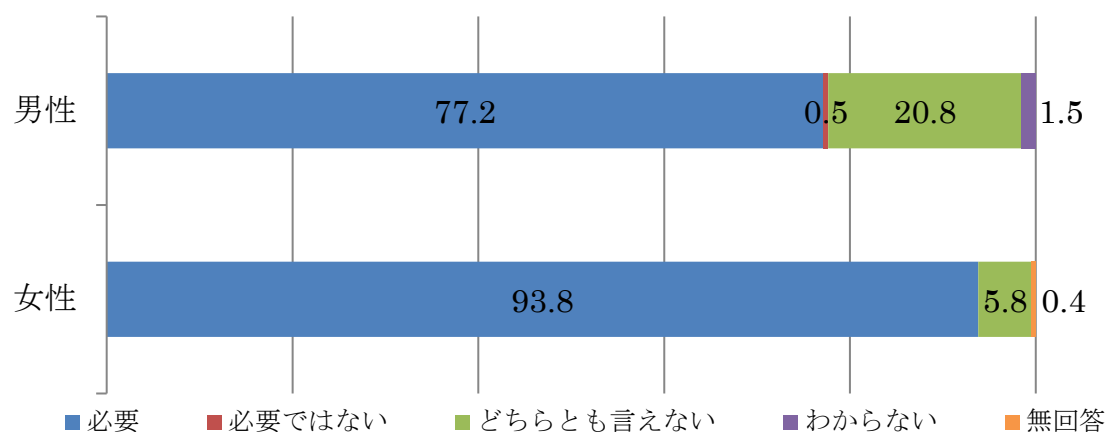
(単位%)



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

問 女性が担う傾向にある子育て、家事、高齢者の介護に男性が参加することについて、どうお考えですか。

(単位%)



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

●施策の方向と事業内容

(1) 妊娠・出産等に関する健康支援

事業名	事業内容	担当課
妊娠・出産期における健康支援	乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談事業の充実を図ります。	健康福祉課
男女が子育ての役割を認識するための学習機会	子育てにおける父親の役割を把握するための行事を設けます。	健康福祉課

(2) 保育環境の整備

事業名	事業内容	担当課
保育サービスの充実	延長保育、休日保育など、家庭の事情に配慮した保育サービスを充実させます。	教育課
地域との交流促進	保育所と地域で行う行事を充実させ、家庭と地域が交流できる体制を構築します。	教育課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
乳児家庭への訪問	全件訪問	健康福祉課
地域との交流事業の開催	年 1 回	健康福祉課
父親向けの行事開催	年 1 回	健康福祉課

●現状と課題

全国的に進む急速な高齢化は、介護や生活支援の問題だけでなく、健康維持、生きがいづくりなど様々な分野で影響を与えています。これからの社会において、高齢者や障害のある人が社会参画の機会を持ち、自立し、いきいきと安心して暮らせる環境づくりが必要となっています。

また、東日本大震災を契機に、より災害に強いまちづくりを目指し、自主防災組織の育成や避難誘導體制の確立など、更なる対策が求められてきましたが、令和元年房総半島台風や集中豪雨など様々な自然災害が起こる中で、いまだ、男女共同参画の視点からの防災の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。

防災や避難所運営などには、男女共同参画の視点を取り入れることで、男女のニーズの違いや、男女双方の視点に立った防災対策の更なる推進を図る必要があります。



▲男女双方の視点に立った避難所設営

●施策の方向と事業内容

(1) 高齢者・障害者等の日常生活や社会生活に対する自立支援

事業名	事業内容	担当課
介護予防教室等の充実	介護予防や介護者の健康づくり等に関する講座等を開催します。	健康福祉課
相談支援体制の充実	関係機関と連携した高齢者・障害者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	健康福祉課

(2) 防災における男女共同参画の促進

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画	地域防災計画の策定にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。	総務課
女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備	災害に備えての生活用品の備蓄や避難所の運営について女性の視点を盛り込みます。	総務課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
高齢者の健康づくり等に関する講座等の開催	地域主導での講座開催推進	健康福祉課
男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の充実	年1回以上	総務課

【基本目標 4】

いきいきと働くことができる環境整備

課題 4-1

労働の場における男女共同参画の促進

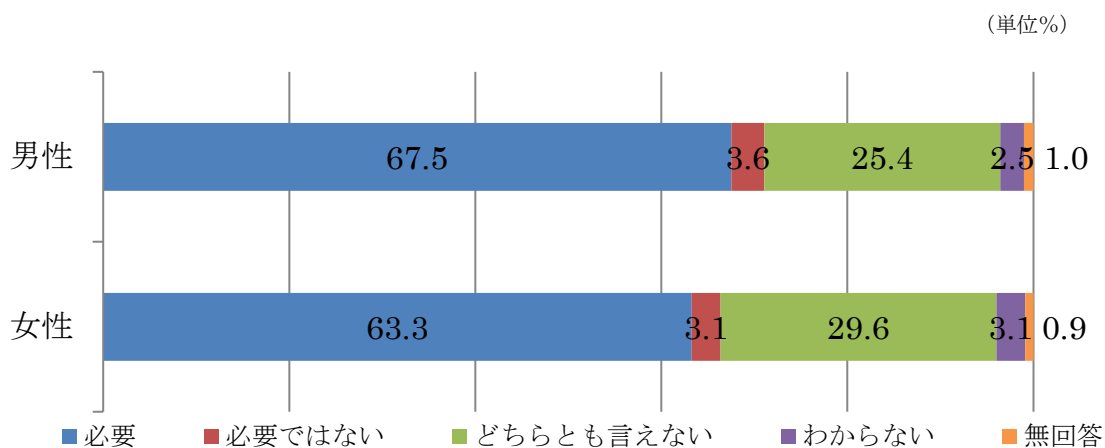
●現状と課題

就労の分野では、男女雇用機会均等法によって制度上の男女の均等は実現されていますが、雇用条件や就業環境等に男女格差がみられ、女性の労働意欲を低下させ、能力発揮を阻害している状況もあります。

労働意欲をもつ女性の就労を支援する取組として、就労に関する情報提供、各種資格の取得や職業能力開発の支援の開拓等があります。

また、生活様式に応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、仕事の内容に応じた公正な処遇や労働条件が確保されるように、男女共同参画の視点から働く場の環境を整えていく必要があります。

問 男性が担う傾向にある仕事、地域活動に女性が参加することについて、どうお考えですか。



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

●施策の方向と事業内容

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

事業名	事業内容	担当課
男女雇用機会均等法の普及促進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため雇用分野の法律や制度の周知を図ります。	商工観光課

(2) 多様な働き方に対する支援の充実

事業名	事業内容	担当課
各種講座への参加促進	国や県等で開催する女性の職業能力開発講座等への参加を促進します。	商工観光課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
企業に対する広報や企業連絡協議会を通じての労働・雇用に関する男女共同参画周知	年1回以上	商工観光課

課題 4-2

ワーク・ライフ・バランスの推進

●現状と課題

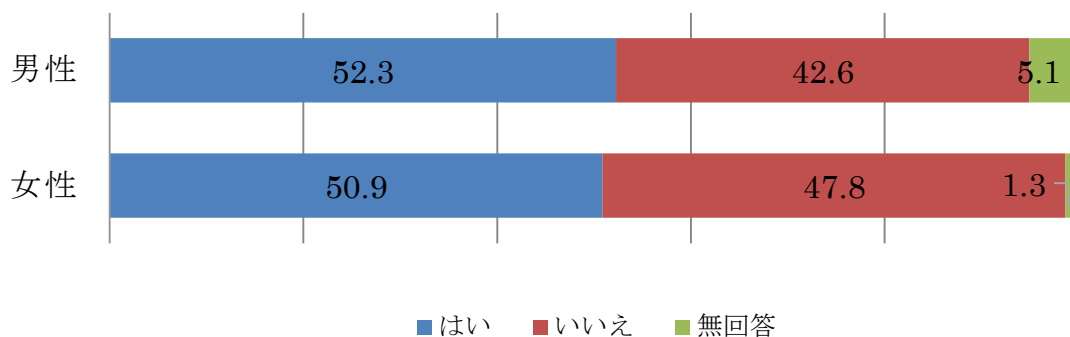
男性の多くは仕事中心の生活となっており、仕事における長時間労働なども重なり、家庭生活へ参加する時間的、精神的余裕がない生活環境におかれています。

また、女性の多くは、出産・育児後、保育・介護・家事など家族の支援が十分でない分、再び職に就くためには問題が多く、こうした状況を改善するためには、働く男女が仕事と家庭の両立を図りやすい環境を整える必要があり、働き方の見直しをはじめ、育児・介護休業制度取得や短時間勤務制度など、多様な働き方が可能となる制度の導入促進等を図ることが必要です。

男女がともに仕事と家庭を両立していくためには、職場内での働きやすい就労環境の整備と家庭内における家族の理解が大切です。

問 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていましたか。

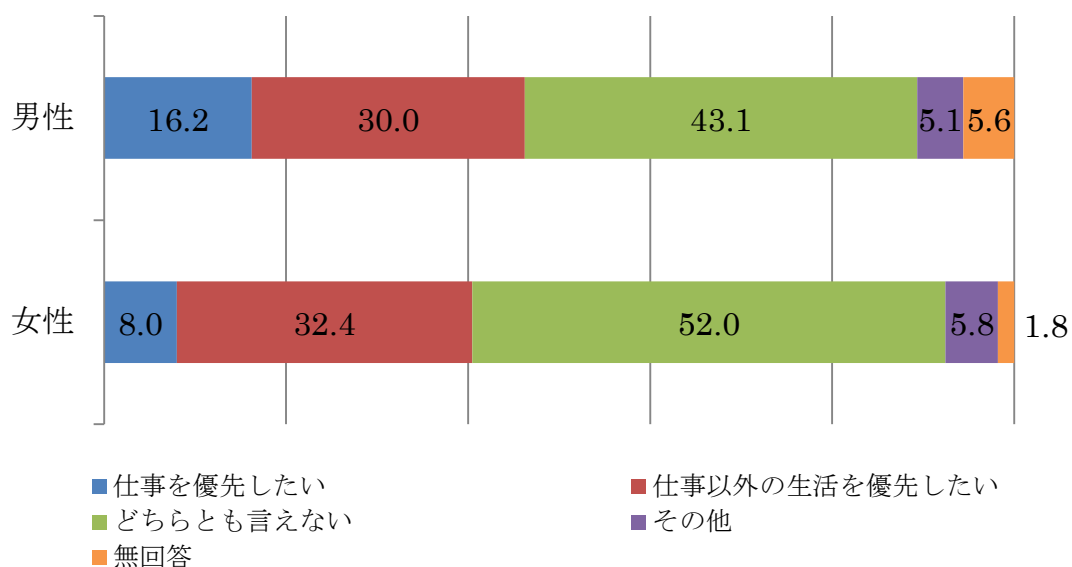
(単位%)



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

問 仕事と仕事以外の生活のバランスについて、あなたの希望に近いものはどれですか

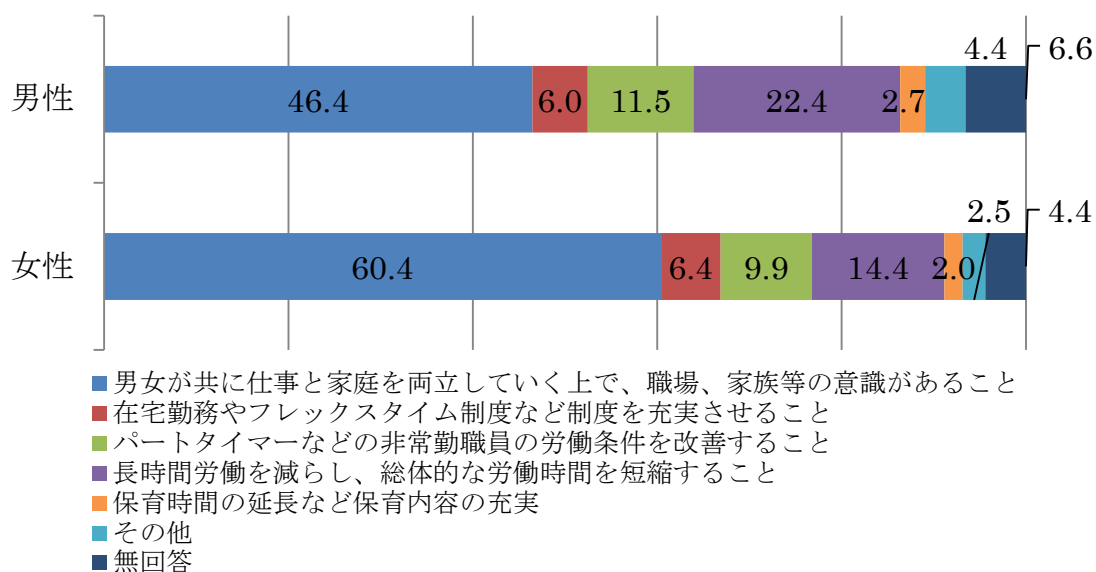
(単位%)



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

問 一般的に男女が仕事と家庭を両立していくためには、どのような環境整備が必要だと思いますか。

(単位%)



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

●施策の方向と事業内容

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進

事業名	事業内容	担当課
事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発	関係機関と連携し、事業所等への意識啓発に努めます。	商工観光課
育児・介護休業制度等の周知	育児休業、介護休業など、各種休業制度に関する周知を図ります。	商工観光課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
広報及び企業連絡協議会を通じた事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	年1回以上	商工観光課

【基本目標 5】

政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

●現状と課題

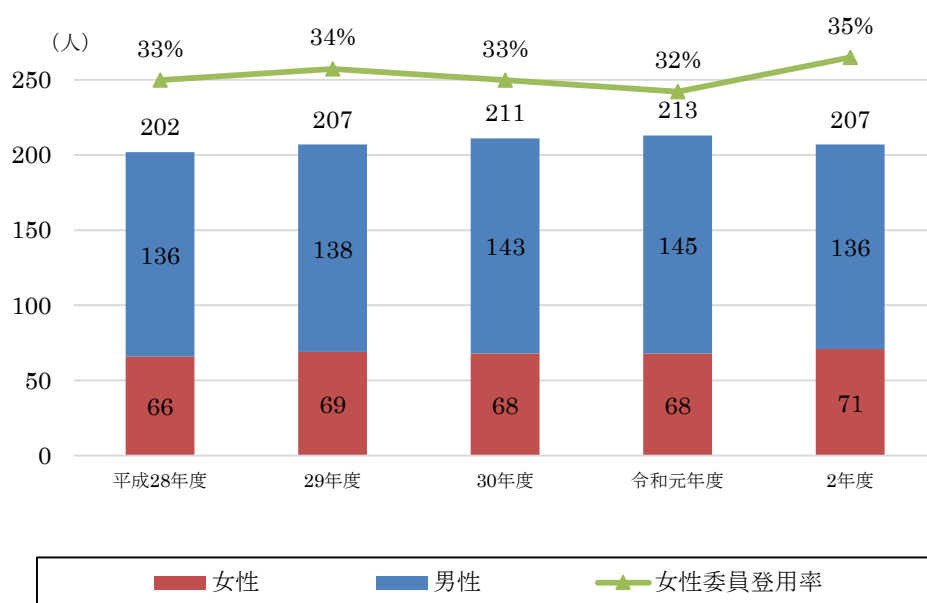
政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。

女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、いまだ少ないのが現状です。

政策・方針決定過程への女性の参画が少ない理由としては、町民アンケートからも「社会的な慣習等により、男性優位の体制があり、入りにくい」、「育児、介護等、家庭的な責任が重く両立は難しい」が多くを占めています。

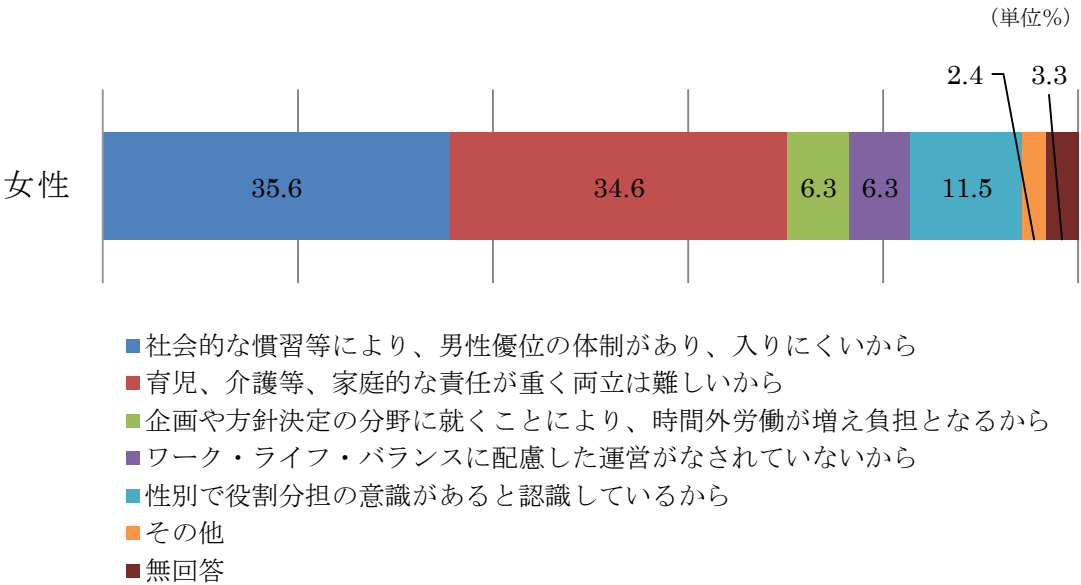
今後は、町行政機関の管理職や各種審議会等の女性登用を推進していくために、平等と感じられる社会を実現するための男女共同参画への意識づくり、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として活用が進んだテレワークでの在宅勤務の普及による男性の家事・育児への参画を促し、女性が能力を発揮できる場を拡充し、女性の視点による意見の取り入れを図っていきます。

■各種審議会等の女性委員数及び女性委員登用率



資料：企画課

問 女性の方にお聞きします。あなたは、行政、職場、地域などの様々な分野において企画や方針決定などの管理職や委員の場に女性の割合が少ない理由は何だと思いますか。



「令和2年度大多喜町男女共同参画に関するアンケート結果」

● 施策の方向と事業内容

町政における男女共同参画の促進

事業名	事業内容	担当課
審議会等への町民公募促進	男女が広く町政に参画できるよう、町民公募枠の設定を行います。	関係課
審議会等への女性委員登用の促進	女性委員の登用率の向上に向け積極的に女性の登用を促進します。	関係課
女性職員の登用推進	職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図り、かつ女性の登用を進めます。	総務課

●施策の目標

指標名	目標値	担当課
大多喜町特定事業主行動計画の適正な見直し	年 1 回	総務課